

令和 8 年度球磨村議場音響映像設備備品購入等業務

仕様書

第 1 章 仕様書概要説明

1. 業務名 令和 8 年度球磨村議場音響映像設備備品購入等業務
(以下「本業務」という。)

2. 本業務の目的

本業務は、球磨村議会における円滑な議事運営と村民への情報発信の充実を実現するため、議場の音響設備等を更新するとともに、映像を配信するシステムを導入することで、音響及び映像をデジタルで保存・配信することができ、情報発信の充実を図り、住民の利便性向上に資することを目的とする。

3. 設置場所

球磨村役場 3 階 球磨村本会議場
〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1 7 3 0 番地

4. 業務の範囲

議場システムに必要なハードウェア及びソフトウェア（詳細は「2. 機器等概要」のとおり）の設置（配線作業を含む。）、初期設定作業（構築）、調整、試験、運用フォロー・サポートの全般に関するものを業務範囲とする。

5. 履行期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

ただし、更新作業等の実施については、本会議の開催に支障がないよう調整すること。また、本村職員に操作研修等を実施したうえで、令和 9 年 3 月定例会の開会日から更新後の機器を使用できるように業務スケジュールを計画するとともに、令和 9 年 3 月村議会定例会の開催時には、サポートを行うこと。

【参考：前年度（令和 8 年 3 月定例会）の開会日 令和 8 年 3 月 1 2 日】

なお、更新作業可能期間及び時間は、本業務契約締結後から、令和 9 年 2 月 2 6 日までの平日、9 時から 1 7 時までを基本とする。それ以外の日及び時間に作業をする場合は、事前に本村と調整すること。

6. 本業務に要する費用

提案上限額 25,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、次の費目（内訳）別に上限額を設ける。

- 備品購入費：17,339,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 工事費：7,480,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 委託料：981,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- (1) 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではない。
- (2) 上記提案上限額を超えてはならない。※費目（内訳）別の金額も同様とする。なお、各費目間での予算の流用・組み換えについては、原則認めない。
- (3) 備品購入費は、議場設備（マイク・カメラ・音響）、議場システム（システムに係る初期費用（令和8年度分のライセンス料）を含む）等の購入費とする。
- (4) 工事費は、備品購入費に係るシステムの設置、調整、配線工事、既設設備の撤去・産廃費、完成図書作成費、運搬料、現場管理料等とする。
- (5) 委託料は、インターネット配信に伴う機器（ルーター）の費用、機器の設定、調整、システム使用料（令和8年12月以降最大4か月分）、録画映像データの編集加工料（令和8年12月以降最大8時間分）とする。
- (6) 優先交渉権者（契約相手方）と費目（内訳）別に契約を締結するものとする。

7. 体制・信頼性

本業務全体を十分に管理可能な者が本業務の責任者となり、本業務を履行するに足る能力と経験のある技術者で体制を構築すること。その指揮命令系統を明確にした体制図を提出すること。

- (1) 事務局担当者と事前に協議の上、業務完了までの工程表を提出すること。
- (2) 設備の構築・積算・提案にあたり、本設備は長期間の安定性、信頼性が最重要であることを理解し、万一の障害等の発生時には迅速な復旧対応を実現する機能・性能、体制を有していること。
- (3) 長期的に柔軟に対応し続けられ、拡張性の高いシステムのサポートの観点から、システムコントローラー及びマイクシステムは国内製品か国内に正規代理店がある製品とする。

8. 本仕様書について

本仕様書は、必要最低限の機能的要件を示しており、これを踏まえた機器の選定、設置及び運用の提案を求めるものである。

なお、本仕様書は業務の実施内容を示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載がない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項又は創意を凝らした提案があり、かつ当議会の導入目的に有効なものがあれば、提案上限額の範囲内において積極的に提案し、実施するとともに、業務従事者に周知徹底し、業務遂行にあたること。

9. 適応範囲等

本業務は、契約書及び本仕様書により行うものとする。

10. 業務要件等

- (1) 本業務の機器仕様等は、第2章に示すとおりである。
- (2) 上記以外の事項は、第3章に示すとおりである。
- (3) システム機器・商品は、原則として令和8年6月時点で製品化されている最新機種を導入すること。ただし、特型製品やソフトウェアについてはこの限りではない。
- (4) 各システムで使用する全てのOSは、Windows11Pro とすること。
- (5) 納入・施工の工程表を作成し、関係課とよく協議をすること。

11. 契約の方法

別途契約書記載のとおりとする。

なお、備品購入契約については、まず仮契約を締結ののち、議会の議決に付する必要がある、議会の議決により仮契約が可決された場合に、本契約を締結するものとする。

第2章 機器概要

本章に記載するメーカー名及び商品名は、要求する性能及び機能を明確にするための参考例として示したものであり、これらを指定するものではない。

1. 議場設備

(1) 会議マイクシステム

- ① マイクユニットの数量は、議長席1台、議員席8台、質問席1台、演壇1台、執行部席12台、事務局長席1台の計24台に、モニタースピーカー及びヘッドホンジャックを有し、各音量調整が可能な卓上置型のマイクユニットを設置すること。
- ② マイクユニットは、次のいずれかの方式のものとする。ただし、機器のメンテナンス性を考慮して、国内に販売拠点をもち、修繕が可能であるメーカー製であること。
 - 会議室の壁を透過しない混信や盗聴、情報漏洩の心配のない赤外線式の無線会議マイクユニットであること。
 - 有線方式フルデジタル会議マイクユニットであること。
- ③ 赤外線式の無線マイクユニットで提案をする場合、赤外線受光器は、本会議場内全体をカバーできる必要な台数の設置も提案すること。
- ④ 各マイクユニットには、終日の会議運用に支障がないように電源供給用にACアダプターを準備すること。
- ⑤ マイクユニットは交換が容易な据え置き型であること。
- ⑥ マイクは、ユニット部分から着脱可能であり、起立・着座ともに使用できる適切な長さ、角度調整が可能であること。
- ⑦ マイクは、長期利用を想定しエアスクリーン（雑音軽減のため風防）を装着しないタイプのものが望ましい。
- ⑧ マイクはLEDが搭載され、発言時はランプが点灯し、視覚的にマイクのON/OFFが確認できること。また、LEDの色は変更できること。
- ⑨ マイクの長さは480mm以上あり、可動箇所が2か所以上、フレキシブルに角度を変えることができること。
- ⑩ 会議マイクシステムとは別にバックアップを目的とした集音マイクを設置すること。
- ⑪ 議場マイクシステムのバックアップ用としてワイヤレスマイク（ハンド型）を2本準備すること。また、録音／拡声が行えるものとする。

- (2) スピーカー・ブザー出力
- ① 議場内のスピーカーについては、新設することとする。
 - ② 必要となるアンプ、ミキサーを用意すること。
 - ③ スピーカーの音量は、アンプで手動調整できること。
 - ④ ブザーは議会事務局席に後述の議場システムによるブザー出力が行えること。
- (3) カメラ
- ① 議場内のカメラをフルHD以上の旋回型に更新する。
 - ② 設置箇所・数量は、議場正面左右各1台、後方1台の計3台とする。
 - ③ SDI出力ができること
 - ④ 光学24倍以上のズーム機能を有すること。
 - ⑤ 現状の議場環境（照明・レイアウト）で必要なズームを行っても、十分な撮影ができる解像度、画素数であること。
 - ⑥ 正面左右のカメラにより、議員席の全景が撮影できない場合は、全景用の固定カメラを別に設置すること。
 - ⑦ その他、議場の環境や既存の運用に適した機器を見込むこと。
- (4) モニター
- ① 本会議場に50型のディスプレイモニター1台を設置し、残時間・現在時刻を切り替えて表示できるようにすること。キャスター付きのスタンドを準備すること。
 - ② ディスプレイモニターも、送出映像または出席議員数・残時間・現在時刻等、議場システムから切り替えて表示するため、マトリックススイッチャーを設置すること。
- (5) 録音・録画機器
- ① 録音機器としてデジタルレコーダーを、正副2台設置すること。
正には、会議マイクシステムからの音声を入力。副には集音マイクからの音声を入力し、会議マイクシステムが動作しない場合にも録音ができること。
 - ② デジタルレコーダーはUSBやSDカード等のメディアで録音が可能であること。録音用のメディアを用意すること。
- (6) その他
- ① 音声のノイズ、ハウリング等が起きないように音質に十分配慮すること。

- ② その他、議場の環境や既存の運用に適した機器を見込むこと。

2. 議場システム

(1) 操作画面

- ① タッチパネル1台で、マイク・カメラ・テロップ等の一括操作が行えるものとする。
- ② 操作画面はタッチパネルで操作できることを基本とするが、タッチパネルの故障等を考慮し、マウス・キーボードでも操作できること。
- ③ 操作画面は、議場の配席に模したボタンを用意し、導入後も容易に変更ができるものとする。
- ④ 議場の配席に模したボタンには、議員名、役職名などを表示し、外字表示にも対応していること。
- ⑤ 議席の配置は、村議会職員でも簡単に変更できるよう、ツールを提供すること。
- ⑥ 操作画面は、背景色、文字色、文字の大きさを変更できること。
- ⑦ 操作画面は人間中心設計に基づきわかりやすく、長時間の使用に配慮されていること。
- ⑧ 操作画面は利き手に合わせて画面レイアウトを変更できること。導入後も容易に変更ができるものとする。
- ⑨ 座席のレイアウトは、複数作成が可能であることとし、システムを終了させることなく別のレイアウトに変更が可能であること。

(2) カメラ制御

- ① プリセット、パン、チルト、ズーム機能を有したPTZカメラを制御できること。
- ② 旋回型カメラが制御可能なこと。
- ③ カメラの映像は、操作PCへ直接SDI形式で取り込み、操作画面上でプレビュー表示、切り替えが可能なこと。カメラに搭載されているIP出力機能によるプレビューは、映像の遅延が発生しオペレーションに影響するため認めない。
- ④ カメラの個別操作を別途、操作画面上でパン、チルト、ズームの操作が可能なこと。
- ⑤ 操作画面上でカメラプリセットの更新が可能なこと。
- ⑥ カメラの電源のON/OFFや再起動制御ができること。
- ⑦ カメラの入力は、固定カメラやPC画面の入力にも対応していること。

⑧ 今後のカメラ追加を考慮し、最大7台のカメラが制御可能であること。

(3) マイク制御

- ① 提案されるマイクシステムが制御可能なこと。
- ② マイクは同時に最大8台ONにできること。
- ③ マイクのみ個別に制御できること。
- ④ 各議席に設置されるマイクユニット個別にロックや音量調整が可能なこと。
- ⑤ 議長席マイクは常にONとし、個別操作でOFFにできること。
- ⑥ 議長席マイク以外を同時にOFFにできること。

(4) 録音・録画機器制御

- ① 録音機器として、デジタルオーディオレコーダーの録音開始・停止制御ができること。
- ② 録音機器は、正副で最大2台制御できること。

(5) テロップ

- ① テロップにはWindowsで導入可能なフォントが使用できること。
- ② テロップは、フォント、フォントカラー、エッジカラー、フォントサイズ、フォントスタイル（太字・下線・斜体・取消線）の指定が可能なこと。
- ③ 文字の視認性を向上し、読みやすくするため、文字の後ろに背景画像を挿入できること。
- ④ 外字表示に対応していること。
- ⑤ 表示対応していない外字については、Windows外字エディタで作成可能なこと。
- ⑥ タイトルテロップ、発言者テロップが同時に表示できること。
- ⑦ 会議中の必要に応じて、キーボードで入力したテロップを表示できること。
- ⑧ タイトルテロップ、発言者テロップについては、あらかじめ登録ができタッチパネルモニターから簡単に表示できること。
- ⑨ スクロールテロップ表示ができ、オペレーション中に選択できること。
- ⑩ テロップは、操作画面より非表示にできること。
- ⑪ テロップが指定秒後に自動で非表示にできること。

- ⑫ 映像には、本議会のコンテンツと判断できるよう、村章やロゴなどのウォーターマークの埋め込み（著作権保護対策等）が可能なこと。

(6) 配信機能

- ① インターネット配信用にエンコード機能を内蔵していること。
- ② インターネット配信はON/OFFボタンで簡単に開始・停止ができること。
- ③ 映像と音声のズレを回避するため、映像と音声を同期させる機能を内蔵していること。
- ④ RTMP形式でライブストリーミングが可能であり、同時に録画配信用ファイルの生成が可能であること。

(7) 画像処理機能

- ① 複数カメラを同時に表示する方法として、P i n P (Picture in Picture)、対面モードで表示できること。その際、メインカメラ、サブカメラとして個別にカメラ位置、テロップなど個別に操作できること。
- ② カメラで撮影している映像を画像として保存できること。議会だよりや公報に活用しやすいよう、テロップがない状態で保存できること。画像保存時にテロップが消える方式は録画配信時に活用しづらいため、認めない。

(8) 挿入映像

開会前や休憩中などにカメラ映像と登録した映像の切り替えができること。また、登録できる映像・画像の形式はJ P G / P N G / W M V / M P 4 とする。

(9) 発言残時間／現在時刻表示機能

- ① 議場内に設置するモニターに発言残時間の設定、開始、停止操作等が行えること。
- ② 表示レイアウトはあらかじめ用意された複数のパターンから選択でき、色やフォントなど簡単にカスタマイズ可能なこと。
- ③ 表示レイアウトは、会議の目的に応じて会議中に切り替えができること。
- ④ 残時間のプリセットを予め設定できること。
- ⑤ 発言残時間については、指定した残時間により秒表示/非表示が選択

可能なこと。

- ⑥ 残り時間を音で知らせる予鈴設定が複数できること。

(10) モニターの制御

HDシリアルデジタルマトリックススイッチャー（7入力4出力できるもの）を設置し、モニターに表示する画面の切り替えができること。議場に設置してある大型モニター1台に送出映像・残時間・現在時刻画面の切り替えができること。

(11) 操作席

- ① 操作は議場内執行部席で制御ができるよう機材を用意すること。
② 議会事務局長席に、カメラの映像と配信映像が確認できるモニターを用意すること。カメラ3台、配信映像の計4種を表示できること。

(12) 議場システム用ハードウェア（参考スペック）

筐体	タワー型
OS	Windows11 Pro
CPU	インテル® Core i7 以上
SSD/HDD	256GB/500GB 以上
メモリ	8.0GB 以上
オプティカルドライブ	DVD-RAM ドライブ
NW コントローラー	10/100/1000 ネットワークインターフェース
グラフィックカード (カメラ映像入力)	SDI 入出力×8
グラフィックカード (モニター出力)	Mini DisplayPort×3 以上/ DisplayPort×3 以上
消費電力	700W
付属品	USB マウス/USB キーボード（日本語版）

3. インターネット配信

本会議の審議状況映像を、パソコンやスマートフォン、タブレット端末に対し、ライブ中継及び、ビデオ・オン・デマンド(以下「VOD」)方式による、インターネット配信を行う。また、それに係る機器の設置及び、映像配信用ホームページの作成も行う。

(1) 議会が行う業務

- ① 配信用映像、音声の提供。
- ② 配信用映像の頭出し箇所及び終了箇所の指示。
- ③ 議場システムによる映像配信システムのライブ開始操作。
- ④ 議会ホームページから映像配信用ページへのリンク設定。ただし、設定方法は契約相手方が指示する。
- ⑤ 議場システム（カメラ、マイク、テロップ機器類の）操作。

(2) 契約相手方が行う業務

- ① 議会映像の配信業務
- ② 映像配信用のエンコード機器の保守作業。
- ③ 映像配信用のホームページ作成作業。
- ④ 会期日程や質問通告書を入力とした映像リンク作業。
- ⑤ 配信用映像ファイルデータの提供。
- ⑥ 映像配信システムの障害監視及び障害回避業務。
- ⑦ エンコード機器の障害発生時の監視及び議会への障害発生時の通知。
- ⑧ 障害情報が確認できる専用サイトの提供。
- ⑨ その他映像配信を遂行するために必要な作業。

(3) 映像配信

- ① 映像中継期間は、以下、②～⑦による公開開始日から契約期間終了日までとする。ただし、議会の指示により期間を短縮することもある。
- ② 本会議の映像中継開始は、議会開催日（以下、「開催日」という。）の翌日から起算し5日後（閉庁日を除く。）までに議員ごとなど部分視聴が可能な映像（以下、「編集済み映像」という。）の配信を行うものとする。
- ③ 編集済み映像は、一般公開をする前に公開と同様の確認画面を作成し、必ず議会の検査、確認を受けるものとする。
- ④ 検査の結果、議会の指示により配信を遅延せざるを得ない場合、優先交渉権者の責は問わない。ただし、契約相手方が遅延を予見しながら、その旨を議会に告げていない場合は、この限りではない。
- ⑤ 上記にかかわらず議会の指示により配信を遅延する場合は、その指示

に従うこと。

- ⑥ 契約相手方は、受信した動画・音声データをもとに録画中継用ファイルを作成する。またこの動画・音声データをもとに本会議の反訳にも利用できること。
- ⑦ 契約相手方は、議会の専門用語、議事の進行状況等に精通し、発言取り消し、議案ごとの動画再生方法など、実際の議会の流れに沿った録画映像の加工ができること。

(4) 開催予定日の通知

議会の開催予定日については、原則として会期日程が決定次第、速やかに議会から契約相手方に通知する

(5) 契約相手方の配信環境

- ① 当該サーバを保護するウイルス対策やアクセス制限等のセキュリティ対策が講じられ、かつ迅速に最新の対策に更新されるものであること。
- ② CDN (Content Delivery Network) サービスを利用した急激なアクセス数増などの負荷に耐えられる環境であること。
- ③ 障害発生時に迅速に対応できるよう、映像配信システムの動作確認及び設定変更等を自ら行えるものであること。
- ④ 可用性向上を目的とした冗長化構成であること。また、システム監視を導入しており、ハードウェア、NW、ソフトウェアにおける障害発生時はデータセンター管理者へ通知されること。
- ⑤ 映像配信サーバは、不正侵入やコンテンツ改ざん等の不正アクセス防止に努め、常に万全のセキュリティ対策を施すこと。
- ⑥ 映像配信サーバを設置するデータセンター事業者は、建築物、耐震設備、電源設備、空気調整設備、セキュリティ設備、耐火設備、保管設備、ネットワーク設備、監視設備等が整備された堅牢な施設に設置するものとする。

(6) エンコード機器から映像配信サーバへのデータ送信

議会と契約相手方間の回線及び諸費用（光インターネット回線、固定のグローバルIPアドレス1つ）は本村で準備する。

- ① データ送信時に必要な機器(契約相手方のルーター等)
- ② 映像送信用エンコーダ及びエンコードソフト

本業務では、議場システムから映像送信することを想定している。

また、エンコードの導入にあたっては、第三者の知的財産権（特許権、

著作権等)を侵害しない製品であること。万一、特許ライセンス等に関する紛争が生じた場合は、契約相手方の責任において全て解決すること。

- ③ その他、ビデオコンバーター、NWハブ等必要に応じて準備すること。
- (7) 映像配信における視聴者への配信条件
- ① 映像配信の視聴は、マルチデバイス(PC、モバイル)に対応したストリーミング方式とすることとし、デバイスに映像データが残り、回線負荷の高い擬似ストリーミング(プログレッシブダウンロード)方式は認めない。
 - ② 視聴できるブラウザは、メーカーサポート期間内の対象OS(Windows、Mac、iOS、Android)の標準ブラウザ(Edge、Chrome、Firefox、Safari等)とする。
 - ③ 利用できる動画ファイル形式は、mp4(H.264+AAC)とし、利用するプロトコルは、一般的な443番ポートを使用するHLS(HTTP Live Streaming)とすること。
 - ④ 映像配信は、常時同時アクセス数100件以上を保証し、急激なアクセス集中にもCDN等により耐えられる構成とすること。
- (8) 映像配信におけるシステム条件
- ① 基本的に一画面で映像及び会期日程、発言通告等が見られるよう配置すること。
 - ② タッチ操作に対応したデザインとすること。
 - ③ 映像の全画面表示ができること。
 - ④ 録画映像配信時には、スクロールバーにより早送り、巻き戻しが可能なこと。
 - ⑤ VODは再生速度を変更できること(0.5倍/1.0倍/1.5倍/2.0倍)
 - ⑥ レスポンシブデザインを採用し、視聴者のデバイスを自動的に検出して、最適なユーザインタフェースになること。(「パソコン版」「スマートフォン版」等のリンクを選ぶ手間を省く。)
 - ⑦ 映像配信サイトは、視聴者のアクセシビリティに配慮し、日本産業規格である「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ JIS X 8341-3」(JIS X 8341-3:2016)の等級AAに準拠すること。
 - ⑧ 通告内容等をキーワードで検索ができること。
 - ⑨ 検索結果の表示は、該当箇所が確認できるように色付け等の強調表示ができること。

- ⑩ 検索結果の一覧画面から再生したい映像が視聴できること。
会議日程からはその日の全映像が視聴でき、その日の通告書の氏名欄からはその発言者の映像が視聴できること。
検索結果の一覧画面には議員の顔写真の表示を可能とすること。
 - ⑪ アクセス数を自動で集計できる機能を有すること。また、集計されたアクセス数は議会からも契約相手方へ依頼することなく、直接確認できること。
 - ⑫ 管理画面からお知らせ欄の内容が更新できること。
 - ⑬ 議員を五十音順で一覧表示でき、詳細画面では選択した議員の発言をリスト表示できること。
 - ⑭ ライブ中継は、字幕をリアルタイムに付与ができること。
 - ⑮ ライブ字幕付与は音声認識エンジンを採用し、必要とする機材は優先交渉権者が用意するものとする。
 - ⑯ 音声認識エンジンには、議会にて独自に単語登録ができること。
 - ⑰ 録画映像に字幕を付与できること。
 - ⑱ 字幕付与は、映像の再編集を必要としないクローズドキャプション形式とすること。
- (9) 映像配信作業の手順等
- ① 映像・音声データを、議場に設置したエンコーダから、インターネット回線を通じて契約相手方側の映像配信サーバで利用できるようにする。
 - ② 映像配信用ファイルについては、議会が別途指定する箇所（発言者名、タイムカウント等で指定）ごとに、頭出しを行えるようにすること。
 - ③ 映像配信期間の終了後は、バックアップデータ作成後に、速やかに映像配信サーバー内の映像配信用ファイルを消去すること。

4. 保守対応

- (1) システム等保守について
- ① 引渡し後であっても、本放送設備等の機器等の操作、保守、修理等の技術相談を随時受け入れられる体制をとること。
 - ② 電話、メールによる操作方法等の問い合わせ対応や、リモート接続による障害時のログ解析、原因切り分けを行うこと。
 - ③ 製品による不具合と判定された場合は、バグフィックス版を提供する

こと。その際には、提供時期を明らかにすること。

- ④ Windows のバージョンアップによる操作システムが動作しなくなった場合、アップデート版を提供すること。
- ⑤ 各機器は、販売メーカーの修理等の窓口が国内にあること。
- ⑥ 議場システム用ハードウェアはハードウェア保守に加入のこと。
- ⑦ 障害等により、映像配信用ファイルの作成に支障が生じた場合には、議会が別途会議状況を収録したDVD等をもとに、契約相手方は再エンコードを行い、速やかにインターネットで配信可能な状態にすること。
- ⑧ 発言取り消し部分の音声消去、テロップの消去、静止画の追加など映像配信用ファイルの編集にも対応すること。
- ⑨ 契約相手方は、障害の発生の経緯と処理について、議会に詳細報告すること。

(2) 障害発生時の対応について

- ① メーカー保証期間中に設備等の障害が発生し、修理およびサポート依頼があった場合には、早急に復旧できるような体制をとること。
- ② 障害の発生については、村議会又は契約相手方が発見し次第、相手に通知し、速やかに原因の究明と対応策を検討するものとする。
- ③ 瑕疵担保期間は納品検査後1年とする。また1年間は、通常の使用により故障した場合は無償保証すること。
- ④ 村議会の業務時間内(平日午前8時30分～午後5時15分)に障害が認められた場合、契約相手方は、村議会の指示後、速やかに技術者を派遣し、機器の修繕・交換等必要な対応を行うものとする。
- ⑤ 村議会の業務時間外に障害発生が認められた場合、契約相手方は、村議会事務局の指示後、契約相手方の技術者を派遣し必要な対応を行うものとする。
- ⑥ 契約相手方は、障害の発生の経緯と処理について、村議会に詳細報告すること。

5. その他

(1) 作業について

- ① 配線ルート、敷設方法などの作業は、事務局と協議の上、実施すること。
- ② 機器設置・配線に伴い、床のカーペットをはがした場合は、作業終了後に現状復帰すること。
- ③ 配線は、極力目立たないように工夫すること。特に、議場側面等可視部分に敷設や設置する場合は、議場全体の景観保持に配慮すること。

- ④ 既存機器の撤去に伴う撤去跡や損傷については、原状に近い形で復旧または目立たないような措置を講じること。
 - ⑤ 機器は、事務局と事前協議の上、適正な位置に収納または設置すること。また、機器同士を繋ぐ配線についても、整理整頓すること。
 - ⑥ 配線の接続先はわかるように端子付近に設備機器名称、端子等を明示すること（丸札の取り付け等）
- (2) 不用品や備品の撤去について
設備の更新にあたり、更新前の不要機器や備品がある場合は、協議の上、適正に撤去し、産業廃棄物処理を行うこと。
- (3) マニュアルの作成、操作説明、リハーサル及び立ち合いについて
- ① 機器設置完了後、速やかに操作マニュアルを作成し提出すること。操作マニュアルは、簡易なものと詳細なものを提供すること。
 - ② 事務局職員向けの操作説明会を行うこと。
 - ③ 事務局が行うリハーサルに、システムに精通したものが立ち会うこと。
 - ④ システム導入後、初回の定例会における本会議においては、原則としてシステム操作に精通した者が終日立ち会うこと。ただし、担当部署が不要と認めた場合はこの限りでない。
- (4) 検査について
- ① 本格運用開始前に、検査及び運用テストを実施するものとする。上記の検査及び運用テストは、契約相手方立ち合いのもと実施し、これに必要な準備は契約相手方の負担により行うものとする。
 - ② 上記の検査及び運用テストを実施した結果、不相当と認められるときは、発注者の指示に従い、契約相手方の負担により処理するものとする。
- (5) 各種提出書類について
以下の成果物を議会事務局が指定する仕様により提出すること。
- ① 契約関係書類
 - ② 設計書
 - ③ システム機器等構成図、図面
 - ④ 各機器の取扱説明書、保証書等をファイリングしたもの
 - ⑤ 竣工図書
 - ⑥ 操作マニュアル
 - ⑦ その他、事務局より指示のあったもの

(6) 留意事項

本業務は、契約書によるもののほか、本仕様書により行うものとする。
なお、契約相手方は次の事項に留意して本業務を履行するものとする。

- ① 本業務に伴い、知り得た秘密について、他に洩らさないこと。
- ② 定められた期間内に本業務を完了するため、作業の円滑化努めること。
- ③ 本業務の実施にあたっては、契約図書及び事務局の指示にしたがい、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の技術を発揮するよう努めること。
- ④ 本業務履行に際しては、安全確保、災害・公害防止、盗難防止等業務の管理に万全を期すとともに、データの漏洩、滅失等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めること。
- ⑤ 引き渡しを要さない発生材、不要となる機器等は、関係法令に従い受注者の責任において処分すること
- ⑥ 本業務の履行に伴い発生する成果物は、すべて事務局に帰属するものとする。
- ⑦ 本業務は、本契約締結後、原則として球磨村議会の閉会中に行う点に留意すること。

(7) 仕様書の変更、疑義等

- ① 本仕様書の発行以降、内容が更新された書面等が発生した場合、更新書面が優先される。
- ② 本仕様書以外に合意事項や合意文書がある場合、合意が優先される
- ③ 本仕様書の内容について、本仕様書に記載のない事項や不明確な点、不足している事項等の疑義が生じた場合には、担当部署の担当者と協議のうえ明確化するものとし、契約相手方の一方的な解釈によってはならない。

(8) その他

- ① 本仕様に基づく機器の納入、設置、既設機器との接続、動作試験の費用は全て含まれるものとする。
- ② 納品・設置等については議会事務局職員と協議の上、実施すること。
- ③ 納入する機器の設置、配線の敷設については外観を考慮し、なるべく目立たないように心掛け対応すること。

別紙 主要機器の調達・設置に係る機器一覧

本一覧は、機構成の台数を次に示すものとする。

なお、各機器に求める仕様及び付帯条件等は、仕様書記載内容に基づくものとする。機器の設置・接続に関しては、契約相手方と協議のうえ決定する。

1. 議場システム・管理設備

項	商品名	数量	備考
①	コントロールユニット	1台	
②	デジタルスマートミキサー	1台	
③	パワーアンプ(4ch)	1台	
④	ボリュームパネル(4ch)	1台	
⑤	パワーアンプ(2ch)	1台	傍聴席用
⑥	ボリュームパネル(2ch)	1台	
⑦	PoE 給電スイッチングハブ	1台	
⑧	デジタルレコーダー	2台	
⑨	SDカード(16GB)	4枚	
⑩	無停電電源装置	1台	
⑪	ラックマウント棚	1台	
⑫	HDMI to SDIコンバーター	2台	
⑬	ラックマウント金具	1式	
⑭	マトリクススイッチャー	1台	7入力4出力
⑮	同上用ラックマウント金具	1式	
⑯	議場制御システム	1式	パソコン、アプリケーション含む。 OS:windows11pro
⑰	21.5型ワイド液晶タッチモニター	1台	議場制御システム用
⑱	液晶モニター	1台	議会事務局長席用
⑲	無停電電源装置	1台	
⑳	電源制御ユニット	1台	

②	機器収納架	1台	
---	-------	----	--

2. マイク設備

項	商品名	数量	摘要
①	会議マイクユニット	24台	
②	ACアダプター	24個	
③	専用マイクロホン	24本	長さ：480mm以上
④	受発光ユニット	4個	設置が必要な場合のみ
⑤	ワイヤレスマイク	2本	
⑥	ワイヤレスマイク充電器	1個	
⑦	ワイヤレスアンテナ	1個	
⑧	ワイヤレスチューナー	1台	

3. カメラ設備

項	商品名	数量	摘要
①	HD インテグレートドカメラ	3台	旋回型
②	カメラ壁取付金具	3式	

4. モニター設備

項	商品名	数量	摘要
①	50型液晶モニター	1台	
②	キャスター付スタンド	1台	
③	SDI→HDMI(DVI)変換器	1個	

5. 音響設備

項	商品名	数量	摘要
①	場内スピーカー(黒)	3台	壁掛金具(黒)含む
②	集音マイク	1本	
③	ショックマウント	1個	

6. 音響映像配信システム

項	商品名	数量	摘要
①	議会映像配信システム	1式	システム、アプリケーション含む。
②	機器（ルーター）	1個	